

町内会よりお知らせ

『敷地内から道路への 雪出しは禁止です！』

札幌市ならびに南警察署より「幹線道路への敷地内の雪出しが目立ちますので注意してください！」と指導を受けました。

以下の法令・条例を遵守してください！

冬の暮らしに関係する根拠法令・条例

本編に示す冬のルール・マナーに関する事項のうち、「守ること」の根拠法令・条例は、以下のとおりです。

① 敷地内から道路へ雪出しを禁止する根拠法

○道路法（昭和二十七年六月十日 法律第百八十号）

（道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたき積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（罰則：第百二条第三項 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）

○道路交通法（昭和三十一年六月二十五日 法律第百五号）

（禁止行為）

第七十六条

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

（罰則：第百十九条第一項第十二号の四 三月以下の懲役又は五万円以下の罰金）

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

（罰則：第百二十条第一項第九号 五万円以下の罰金）

○道路交通法施行細則（昭和四十七年十一月二十日 北海道公安委員会規則第11号）

第19条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

2 みだりに交通の妨害となるように道路にとり土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。